

第十一号の二の様式

発行登録書

(略)

(記載上の注意)

(1) (略)

(2) 発行限度額

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債の上限額を記載すること

(3) (略)

第十一号の二の様式

発行登録書

(略)

(記載上の注意)

(1) (略)

(2) 発行限度額

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債の上限額を記載すること。

(3) (略)